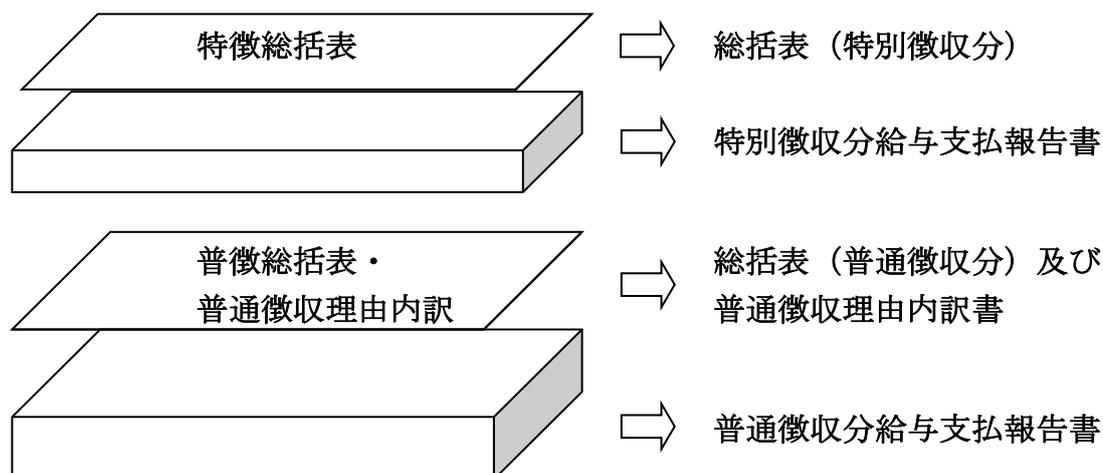


給与支払報告書

※ 下記の順番に整理し、提出をお願いします。



特別徴収者で提出後、退職・転勤等の事由により、給与天引きができなくなった場合は、特別徴収にかかる給与所得者異動届を提出してください。

※ なお、1月以降に退職された方につきましては、一括徴収での納付をお願いします。

《個人市県民税特別徴収の流れ》

1月31日 給与支払報告書の提出期限



5月中旬 税務課から個人市県民税の税額を通知

※送付書類

- 市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
- 市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
- 特別徴収のしおり
- 特別徴収用の納付書



6月分の給与から特別徴収開始（納期限 7/10）